

# 役員等の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人神戸愛育会(以下「法人」という。)の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員等の報酬等について定めるものとする。

(適用)

第2条 役員等とは、理事及び監事、評議員及び評議員選任・解任委員会の委員をいい、この基準は、法人の役員等に適用する。

(役員等報酬等)

第3条 この法人は、役員等の職務執行の対価として、次のとおり報酬等を支給するものとする。

- (1) 評議員報酬(別表1)
- (2) 理事、監事の報酬(別表2)
- (3) 評議員選任・解任委員報酬(別表3)

2 役員等が、理事会、監事による監査、評議員会、評議員選任・解任委員会(以下「所定の会議」という。)、又はその他の会議に出席し、職務を遂行した時は、その都度報酬等を支給する。ただし、職員が役員等の場合は支給しない。

(報酬等の額の算定方法)

第4条 評議員には、定款第8条で定める金額の範囲内で、報酬を支給することができる。

2 個々の評議員の報酬は、別表1に定める額とする。

3 この法人の全理事の報酬総額は、年間 500,000 円以内とする。

4 この法人の全監事の報酬総額は、年間 250,000 円以内とする。

5 この法人の全評議員選任・解任委員の報酬総額は、年間 50,000 円以内とする。

(費用弁償)

第5条 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む)等の経

費をいう。費用と報酬とは明確に区分されるものとする。

- 2 役員等が、所定の会議又はその他の会議への出席等、職務の遂行に当たって負担した費用については、その都度遅滞なく支払うものとし、また、前払を要するものについては前もって支払うことができるものとする。
- 3 出張に要した旅費(宿泊費含む)は、出張旅費規程を準用し、原則として園長の旅費に相当する額の旅費を支給する。ただし、職員が役員等の場合は、出張旅費規程に則した額の旅費を支給する。
- 4 旅費は、原則として、役員等の住所地を起点として計算する。

(支給の形態)

第6条 報酬及び費用は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(公表)

第7条 法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第8条 この規程は、評議員会の決議を経て改廃することができる。

附則

この規程は、平成28年12月22日から施行する。

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

※但し、神戸市が定款を認可した日付により変更する場合があります。

(平成31年4月18日定款認可)

この規程は、令和元年11月1日から施行する。

別表1（評議員の報酬）

職務内容	日 額
評議員会への出席	10,000円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	10,000円

※ 定款に定める総額を超えることはできないことに留意すること。

別表2（理事・監事の報酬）

(1)理事

職務内容	日 額
理事会等会議への出席	10,000円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	10,000円

※ 評議員会で定める総額を超えることはできないことに留意すること。

(2)監事

職務内容	日 額
監事監査等への出席	10,000円
理事会・評議員会等会議への出席	10,000円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	10,000円

※ 評議員会で定める総額を超えることはできないことに留意すること。

別表3（評議員選任・解任委員の報酬）

職務内容	日 額
評議員選任・解任委員会への出席	10,000円

※評議員会で定める総額を超えることはできないことに留意すること。